

以上の調整対象固定資産の仕入れ等を行ったときは、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については事業者免税点制度や簡易課税制度が適用できないとするなどの改正が行われました。

(平成22年4月号 税務Q&A参照)

(2) 金融証券税制

① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設★

金融所得課税の一体化の取組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されました。

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で百万円を上限(未使用枠は翌年以降に繰越不可)
非課税投資総額	最大3百万円(百万円×3年間)→平成24年～26年
保有期間	最長10年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
口座開設数	年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
開設者	居住者(その年の1月1日において満20歳以上である者)
導入時期	平成24年から実施される上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入
口座開設期間	平成24年～26年までの3年間

※非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続きにより金融商品取引業者等の営業所に設置された上場株式等の振替記載等に係る口座をいう。

② 上場会社等の自己株式の公開買付の場合のみなし配当課税の特例の廃止

上場会社等の自己株式の公開買付の場合のみなし配当課税の特例

について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止されます。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について所定の措置が講じられます。

③ 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を譲渡した場合に、平成13年10月1日の終値の80%相当額を取得費とできる特例が、平成22年12月31日をもって廃止されます。

(3) 国際課税

外国子会社合算税制について、トリガー税率が「25%以下」から「20%以下」に引き下げられ、企業実体を伴っていると認められる統括会社の所得について合算対象外とするなどの見直しが行われました。

(4) 拡充・改組された制度

① 中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止

中小企業等基盤強化税制に、中小企業の情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加された上で、情報基盤強化税制が廃止されました。また、従来の情報基盤強化税制の適用資産に、仮想化ソフトウェアが追加されました。

② 小規模企業共済制度の加入対象者の拡大★

これまで加入資格のあった小規模企業者に係る個人事業主又は会社の役員に加え、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者まで加入対象者が拡大されました。この場合における掛金は、所得控除の対象となります。

役員に加え、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者まで加入対象者が拡大されました。この場合における掛金は、所得控除の対象となります。

③ 中小企業退職共済制度の加入対象者の拡大★

同居親族のみを雇用する事業主及びその従業員について、中小企業退職共済の加入対象者とされました。この場合における掛金は、損金又は必要経費となります。

④ 中小企業倒産防止共済制度の限度額拡大★

共済金の貸付限度額が8千万円、掛金総額の限度額が8百万円、掛金月額の限度額が20万円にそれぞれ引き上げられました。この場合における掛金は、損金又は必要経費となります。

(5) その他適用期限が延長された措置

適用期限が延長された時限措置	適用期間
中小企業投資促進税制	平成24年3月31日
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	平成24年3月31日
中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	平成24年3月31日
交際費等の課税の特例	平成24年3月31日開始事業年度まで
研究開発促進税制	平成24年3月31日開始事業年度まで
居住用財産の買換え特例制度の課税優待制限(2億円以下)	平成23年12月31日まで
居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除等	平成23年12月31日まで
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例	平成23年12月31日まで
次損金の繰戻しによる還付不適用制度の適用除外措置	平成24年3月31日終了事業年度まで
長期優良住宅着工促進税制	平成24年3月31日まで
登録免許税の特例(一部修正)	平成25年3月31日まで
不動産取得税の軽減措置(一部修正)	平成24年3月31日まで
高齢者優良賃貸住宅に係る固定資産税の軽減措置	平成23年3月31日まで
新築住宅に係る固定資産税の軽減措置(一部修正)	平成24年3月31日まで
省工不改修を行った固定資産税の軽減措置(一部修正)	平成25年3月31日まで
バリアフリー改修住宅を行った固定資産税の軽減措置(一部修正)	平成25年3月31日まで

(6) 認定NPO法人に対する措置の見直し

認定NPO法人制度について、認定手続きと申請書類等の簡素化が図られました。

(7) 納税環境整備

租税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、脱税犯に係る懲役刑の上限を現行の5年から10年に引き上げるなど、租税に関する罰則が強化されました。

(8) 租税特別措置法の見直し★

国の租税特別措置のうち、政策税制措置について廃止又は縮減が行われます。

(9) 租税透明化法★

国民が納得できる公平で透明性の高い税制を確立するために、租税特別措置に関し、適用の実態を明らかにするための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の透明化を図るとともに、租税の適用状況を踏まえた適切な見直しを推進するため、租税透明化法が制定されました。

やまぐち じゅんいち
<執筆協力> 山口 淳一
 1967年生まれ。税理士・CFP®認定者。大学卒業後、某税理士受験校の専任講師として財務諸表論、法人税法及び消費税法の教鞭をとる。税理士事務所法人YCAを設立し、代表社員に就任する。その後、事業承継や企業再生等の支援を事業目的とする(株)福岡企業統治コンサルティングの代表取締役役に就任する。M&Aを含む企業組織再編や相続対策及び事業承継などを得意とし、企業統治の支援業務等を積極的にを行っている。